



Title	ドイツ宗教改革の浸透と臣民形成：「信仰統一化」をめぐる研究動向を中心に
Author(s)	塚本, 栄美子
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1993, 27, p. 83-106
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48020
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ドイツ宗教改革の浸透と臣民形成

——「信仰統一化」をめぐる研究動向を中心にして——

塚 本 栄 美 子

一 はじめに

ドイツ歴史学において一六世紀といえども宗教改革期として盛んに研究されている。しかしながら、宗教改革期として扱われるのはその世紀前半に過ぎない。世紀後半はむしろ、ローニー・P・シアが「ドイツ歴史学の孤児である」と評したように等閥視されてきたのである。周知のように一六世紀後半は「信仰闘争の時代 (Zeitalter der Glaubenskämpfe)」あるいは「信仰告白対立期 (konfessionelles Zeitalter)」とふわれ、帝国レベルで信仰の違いによる分裂が決定的となつた時期である。それゆえ、ドイツ統一を重視してした一九世紀から一〇世紀はじめの歴史家たちが、この時代を「輝きの失せた、魅力のない時代」とみなして、研究対象から排除していくのも無理かぬことであった。

しかし、近年こうした傾向にも変化が生じつつある。なかでも注目すべき論考として、一九八八年に発表された

H・シリングの「帝国における信仰統一化」⁽³⁾を擧げることができる。彼はその中で「一五五五年という固定的な時代区分によって分断された『長い一六世紀』を貫いている宗教的、政治的、社会的発展とそれらの相互関係に目を向けるべきである。さらに、一六世紀前半に起こった変化が後半に引き継がれたのかどうか、あるいは加速されたのかどうか、そして三〇年戦争という中断をこえて近世のさらに後の段階にどのように連なつていったのかを研究するべきである」⁽⁴⁾と述べ、先の研究状況に疑問を呈している。その理由として彼は、宗教改革以前からはじまっていた帝国の領邦化が一五五五年以降の時代に決定的となり、個々の領邦単位で近世国家形成がはじまつたことを挙げている。そして彼は、こうした現象と平行して進み、それと密接な関連を持つ「信仰統一化(Konfessionalisierung)」⁽⁵⁾というプロセスに目を向けることによって、一六世紀後半を評価しなおすことができると思ったのである。

「信仰統一化」とは、カトリック、ルター派、カルヴァン派（改革派）など三つの代表的な宗派がそれぞれ領邦国家や諸都市に受け入れられ、それに基づいて信仰・教会制度、国家・社会制度、そして臣民の日常生活や心性までもが組みかえられていった過程を意味し、宗教改革の社会への影響が表面化する現象と捉えられる。その際、カトリック、ルター派、改革派という教義の違いは問題ではないとされている。それよりもむしろ、各領邦における「信仰統一化」の経緯と、その社会に与えた影響が類似しているという点が重視されている。この点で「信仰統一化」なる概念は、信仰の違いを重視し分裂傾向にばかり目を奪われていた旧来の研究の欠点を克服し、一六世紀後半を特徴づける時代概念として、シア、W・ラインハルトなど多くの歴史家に受け入れられるようになったのである。⁽⁶⁾さらに彼らは、近世国家形成との関連で、類似性の中でもとりわけ、それぞれの領邦君主が教会規律や教会巡察

などの手段を通じて臣民に種々の規律を課し、小さな共同体の枠を越えて臣民を統合しようと努力していることに注目している。彼らはここに、G・エストライヒが「絶対主義」を補完する概念として提起した「社会的規律化(Sozialdisziplinierung)⁽⁸⁾」との接点を見いだし、「信仰統一化は社会的規律化の初期的段階である」と結論づけたのである。この点においても、「信仰統一化」なる概念は、一六世紀後半に下された「(宗教改革と近代との間にはさまれた) 精彩のない幕間劇のようなもの」⁽¹⁰⁾ という評価を払拭する道を示したのである。

そこで、本稿では「信仰統一化」を「社会的規律化」との関連で捉えようとする研究動向を紹介し、中世から近世への転換点としての「信仰統一化」の意義を示唆したい。

二 社会的規律化と社会的調整

本章ではまず、エストライヒが一九六九年に発表した論考「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」⁽¹¹⁾ の中ではじめてもちいた「社会的規律化」という概念について触れておきたい。彼がこの概念を提起したのは、戦前において近代初期を特徴づけていた絶対主義の概念が揺らぎはじめたことによる。旧来の絶対主義は法律や他のいかなる勢力の拘束も受けない国王の絶対権力を前提として、その権力が社会の底辺まで浸透し貫徹することと理解されてきた。しかし戦後の研究によってこのような絶対主義は幻想に過ぎず、実際には貴族や都市当局などの地域的な諸権力が裁判、教会・学校、行政・警察などの諸分野で、自らの主権を維持しつづけていたことが明かにされたのである。⁽¹²⁾ エストライヒもこうした研究の成果を評価し、絶対主義権力の不完全さを認めている。しかし、彼は考察をここにとどめず、「絶対主義が手の触れたことのなかった自由な領域、つまり伝統主義的＝自身分割的な、また

貴族的・市民的な生活領域⁽¹³⁾の存在が強調される傾向にも疑問を投げかけたのである。というのも、こうした政治的、制度的なものの見方からはなれて社会全体に目を移すと、「上からの支配」とは別のやり方で「私生活へのある種の干渉、ムードと世論の操作ともいべきものが存在⁽¹⁴⁾」し、「絶対主義が公的領域、さらには私的生活領域においてあらゆる活動を制御し抑制しようとしていた」⁽¹⁵⁾からである。そして彼はこの規律の多様性、その及ぶ範囲の広さ、影響などを鑑み、この主政的な規律と権威だったのである。そして彼はこの規律の多様性、その及ぶ範囲の広さ、影響などを鑑み、この時代の政治的・社会的発展の一般傾向を示す概念として「社会的規律化」なる概念を提唱したのである⁽¹⁶⁾。

「社会的規律化」が含む内容については二つの点が指摘できよう。まず第一点は、規律化の過程が社会の様々な領域で進行していたことである。具体的には「国家と教会、軍隊と経済の規律」にはじまり、「文官の大臣や官僚、将校や兵卒、企業家や手工業者、もちろんすべての臣民一般も彼らの仕事と生活態度において規律化された」とエストライヒは述べている。さらにこうした人間を対象とする規律化ばかりではなく、学校規則にみられる学校の規律理念、哲学の諸体系、清書法や用語法の規律化、バロック様式の御苑や庭園の精巧に剪定された生け垣や樹木にみられる自然の規律化、国際関係を制御する国際法にみられる戦争の規律化などにまでおよんでいる⁽¹⁸⁾。

しかし、こうした規律化の対象を一見すると、社会的規律化も「上からの」規律化、国家による秩序の強制に過ぎないような印象をうける。もしそうならば、社会的規律化も絶対主義と同じように中間権力の壁にぶつかり、その有効性を失ってしまうのではないだろうか。この疑問を解決するにあたって、エストライヒのもうひとつの論考「ポリツィアと政治的叡知」に目を移してみよう。そこで彼は規律化の起源を一五、一六世紀の都市にもとめ、ポリツィア条令として規律が具体化された状況について述べている。彼によれば中世後期から近代初期の都市は、一

四世紀以来の農業不況と都市自身の労働需要の高まりから、農村から多くの人々を吸収した。加えて交通や交易も増加し、一時的にしる多くのよそ者を抱えることになった。そのため城壁に囲まれた狭い空間の中で、風俗・習慣の異なる人間が共同生活を営まなければならなくなり、不和の可能性が高まるなど、もはや中世的な自由や誠実をもつて対処したり、従来の法によって規制することのできない状況が生まれてきた。ここに新しい規律とその規律を執行する当局の必要性が生まれたのである。つまりエストライヒが、都市条令は「しばしば市民に促されて」作成されたと指摘するように、「規律化」とはそもそも、新しい社会の状況に対応するために下からの要請をうけて、当局が実践に移したプロセスだったのである。そしてドイツでは、教会や都市、あるいは帝国がこうした機能を十分に果たせなくなったとき、領邦君主が規律と秩序を担うものとして現れたのである。⁽²⁰⁾ それゆえ「社会的規律化」の含む内容の第二点は「被治者の中にある秩序意識や規律を為政者が取り上げて、体制的に実現し、社会を律していくこと」であるといえよう。このような点に留意すると、「社会的規律化」は、たとえ私的な領域にまで深く介入していたとしても、決して上からの一方的な秩序の強制を意味するのでも、中間権力の否定を前提とするものでもないことが理解できよう。

こうした「社会的規律化」の概念は、国制史に社会史的な要素を加味することを可能にしてくれると同時に、絶対主義の時代を中世から続く規律化の傾向の中に位置づける視座を与えてくれる興味深い概念である。しかしエストライヒは、社会的規律化の具体的な姿については何ら述べていない。それゆえ、現在の研究では、個々の事例をあげて規律化の諸相を明らかにすることが課題のひとつとされている。⁽²¹⁾ その一方で、社会的規律化のはじまりはいつか、社会的規律化は後世にどのような影響を与えたかなどの問題関心のもとに研究が進められているのである。⁽²²⁾

そこで次に、一六世紀後半以降の信仰統一化との関連で、社会的規律化のはじまりを問題としたW・ブーフホルツの論文⁽²³⁾を紹介したい。その中で、彼は、M・レフ、P・ミュンヒ、シリングらが一六、一七世紀を社会的規律化の初期的段階と位置づけたことに異議を唱えている。つまり彼は、一三世紀以来のニュルンベルクでだされたポリティック条令を史料として扱い、社会的規律化のプロセスは一六世紀になつてはじめてはじまつたわけではないと主張しているのである。

その根拠のひとつは、洗礼、結婚、葬儀の際に催された宴会に関する規定である。例えば、子供の洗礼式に関するものを見てみると、一三世紀には、洗礼式に参加する者の数しか制限されていないのに、一五世紀になると、「絹布の使用禁止」にはじまり、「代父母からのお祝いは三二アフュニヒ以下でなければならない」「祝いの宴は家でのみ催してもよいが、食事の内容は生の果物・チーズ・パン・ニュルンベルク産のワインという質素なものにかぎる」などの細かい規定が出されるようになつていている。こうした規定は、結婚、葬儀についてもみられる。ブーフホルツによれば、こうした規定は、一方で物資の不足に対応して市民たちの個人消費を抑えさせ、他方で労働力確保の観点から、人々の関心を労働にのみ向けさせるために、発布されたものである。つまり市参事会が、市内の経済状況を鑑みて、これらの諸規定を発布したというのである。⁽²⁴⁾

もう一つの根拠は、都市化にともなう諸問題に対処し、都市内部の快適な生活と秩序を維持するための諸規制である。ブーフホルツは、具体例として、「ゴミを四日以上家の前の通りに放置してはならない、四日たつたら城壁から少なくとも三ロスラウフュ (Rößläufe) はなれたところに捨てにいかなければならない」「市内では各家に三匹しか豚を飼ってはならない」「川に汚物や下水を流してはならない」「ミルク市場の井戸をきれいにしておく」

と」など衛生に係わる規定や、「午後九時以降、火を使用してはならない」「万一火事が起こった場合は、消火用の水を出火した家にではなく、近隣の家へ運び、延焼を防ぐこと」など防火のための規定をあげている。彼は、こゝで、市参事会が市内の状況に対処しながら、市民の日常生活にまで深く介入していることを強調している。⁽²⁵⁾ したがって、ブーフホルツは、一六三六年シュレースヴィヒ・ホルン・シュタインのポリツィアイ条令に同じ規定があることを指摘した上で、⁽²⁶⁾ 上に述べた諸規定に見られる規律化が、社会的規律化のはじまりであると考えたのである。

ブーフホルツの指摘の中で、規律化傾向がすでに中世都市にはじまつており、この傾向が一六、一七世紀に拡大していったという見解については、エストライヒの指摘と同じであり、筆者も否定するつもりはない。しかしながら、中世都市にみられる規律化傾向を「社会的規律化」と呼ぶには、いささかためらいを感じる。というのも、レフ、ミュンヒ、シリングたちも、エストライヒの指摘から中世都市に規律化傾向が存在していたということは十分承知していたからである。それでも、彼らが、一六、一七世紀を社会的規律化の初期的段階としたのはなぜだろうか。

そこで、エストライヒの見解に戻ってみよう。彼自身は、中世後期にみられた都市の規律化傾向を「社会的調整（Sozialregulierung）」と呼び、社会的規律化と区別している。⁽²⁸⁾ 社会的規律化の概念の整理を試みたW・シュルツの整理によれば、「社会的調整とは、好ましくない環境を訓練によって克服し、社会生活を整えていくこと」であり、「社会的規律化とは、国家の観点から社会の秩序正しい生活を促進し、そのために職業や道徳生活において人間の行動を規律化していくこと」とある。⁽²⁹⁾ すなわち、エストライヒは、社会的調整と社会的規律化によって、いつの時期の規律化であるかを区別するとともに、都市における規律化と国家による規律化を区別しようとしている。

ていたのである。したがつて、中世後期から近代初期にかけての問題点は、社会的規律化のはじまりはいつかという問題よりも、むしろ中世後期の都市における規律化傾向がどのようにして領邦国家に引き継がれたのか、その際に旧来の都市やグルントヘルによる規律化はどのような影響を受けたのかという問題であろう。

シュルツは、この点を、一六世紀後半以降の人口増加と都市化によって説明しようとしている。彼によれば、人口増加と都市化とともに人間や物の交流が盛んになると、道路の建設や道路網の整備、運河の建設を含む河川の整備のために、地域の枠組を越えた計画と豊かな財政が必要となり、新たな調整役としての「國家」が登場してきたとされる。⁽³⁰⁾ 確かに、一六世紀後半は、人口増加、低温傾向による不作、物価上昇、経済不況など社会不安を引き起こすような多くの要因が存在した時代であった。⁽³¹⁾ これらの諸問題の一部は、もはや都市やラント貴族には解決できない問題であつたかもしれない。しかし、こうした外的な要因だけで、領邦国家は新たな規律化の担い手になり得たのであらうか。やはり、領邦国家内部においても、国家が規律化の担い手になりうる諸条件が整えられていつたのではないだらうか。

三 信仰統一化と社会的規律化

本章では、信仰統一化を中世後期以来の規律化傾向と関連づけて捉えようとする研究に目を向けてみよう。

エストライヒ自身は、教会に関して、カルヴァン派の一五八二年ジュネーヴ教会規則に見られる規律の厳しさについて言及しているにすぎず、⁽³²⁾ 教会と社会的規律化との関係については詳細に語っていない。これに対して、一九六〇年代に活躍したW・E・ツェーデンは、一六、一七世紀の信仰形成 (Konfessionsbildung) が政治・社会全

体と密接な関連を持ち、お互いに影響しあつていたことに関心を寄せている。とりわけ、彼は、臣民に対する国家と教会の働きかけについて、「住民に対しても教会と国家は多かれ少なかれ同様の働きかけを行つていた。一方の権力がもう一方の権力の手を借り、双方が臣民たちに、それぞれの権力を同じように尊重するように指導していく。」
 (中略) それゆえ、両者はそれぞれ、自らを『神に定められた権力者』と理解し、それぞれ独自の方法で同じ仕事を果たさなければならなかつた。すなわち両者は、神の榮誉をたたえ、地上で秩序、道徳、福祉、正義を表し、これを維持しなければならなかつたのである」と述べ、国家と教会の相互補完的な機能を強調している。

しかし、一九七〇年代にはいると、必ずしも国家と教会の相互補完的な機能は強調されなくなる。その例としてレフを挙げることができる。彼は、一六世紀から一八世紀までのボリツァイ条令を通じて、近代ヨーロッパの発展を考察しようとしている。⁽³⁴⁾ その中で彼は、一五三〇年帝国行政条令以降、一六世紀後半から一七世紀のボリツァイ条令に、礼拝出席や安息日についての知識など、教会に係わる項目が含まれるようになったことに注目している。さらに、こうした教会に関する諸規定をはじめ、それまで教会が中心となつて係わってきた教育、道徳などについての規定もボリツァイ条令に含まれるようになつた。⁽³⁵⁾ レフによれば、その契機は、「信仰統一化」にさきだつ宗教改革であつた。つまり彼は、宗教改革によって伝統的な教会制度が崩壊したため、国家が、教会から、臣民に規律を課すという機能を徐々に引き継ぎ、やがて公的生活および私的生活すべてに権限を広げることになつたと考えているのである。⁽³⁶⁾ このような国家と教会の関係は、相互補完的というよりも、むしろ国家が教会の機能の一部を代行する規律化の傾向が飛躍的に進んだ重要な要因と見做しているのである。

一方、ミュンヒは、ツェーデンの「信仰形成は一六、一七世紀の主要な出来事であった」という言葉に触発されて、ナッサウ・ディレンブルク、ファルツ選定侯領、ヘッセン・カッセルの領邦教会体制の成立、構造、社会的政治的機能の分析を試みている。その中で彼は、教会体制の構造を明らかにすることによって、国家と教会の関係を考察している。これら三つの領邦は、ルター派に基づく宗教改革を導入したのち、それぞれ一五七一年、一五六年、一六〇五年に改革派に改宗している。⁽³⁷⁾ 一般に、ルター派の領邦においては、領邦君主が最高監督 (*summus episkopatus*) であり、その代行機関である宗務局が教会裁判、教会巡察、教会規律など、臣民をコントロールする手段をつかさどっていたことはよく知られている。一方、改革派においては、自治的な性質をもつプレスピテリ制が一般的であるとされる。しかしながら、ミュンヒによれば、さきの三つの領邦は、ルター派による宗教改革が行われた段階で、領邦君主による教会統治がほぼ完成していた。そのため、自主的であるとされる改革派に改宗しても、宗務局（教会委員会）は依然として存在しており、教会会議の自主性も十分に尊重されることはなかったのである。特に、ナッサウ・ディレンブルクでは理論上、世俗の当局は全体教会会議に従属するものとされたにもかかわらず、一時期を除いて、世俗の当局が優位に立っていた。そして、こうした教会体制の中で、重要な課題として推進されたのが教会規律であり、国家の触手は確実に臣民の私的生活にまで及ぶことになったのである。⁽³⁸⁾ それゆえ、ミュンヒは、信仰統一化の過程の中で、国家による規律化が確実なものとなつたと考えたのである。

また、ミュンヒは、宗教改革と信仰統一化が社会的規律化の契機となつた理由をもう一つ挙げている。それは、カルヴァンをはじめ改革派の神学者の規律 (*Zucht*) と秩序 (*Ordnung*) を重んじる思想である。ミュンヒは、こうした思想が、教会体制を第³⁹く際に基本的な原則として取り入れられ、社会的規律化に貢献したとしている。確かに

に、彼の言及は改革派の領邦に限定されているが、J・C・スバルディングの思想史的な研究によつて、「規律」を重んじるのは、決してカルヴァンに特徴的に見られたものではないことが明らかにされている。彼は、穩健なカトリック教徒であったグロッパーや、ルター派でナッサウとマансフェルト伯領で総監督官を務めたサルケリウスの思想と動向を分析し、眞の教会の印として「規律」の思想がカトリックやルター派にも見られたことを明らかにしている。⁽⁴⁰⁾それゆえ、信仰の違いに係わりなく、宗教改革期を経て重んじられるようになつた「規律」の思想が、社会的規律化の精神的な出発点と考えられたのである。

さらに、一九八〇年代にはいると、「信仰統一化」という概念と「社会的規律化」なる概念を直接的に結び付けと位置づけた⁽⁴⁾ラインハルトを挙げることができよう。彼は、三つの点で「信仰統一化」が近世国家形成に貢献したこととしている。その第一点は領邦のアイデンティティーを強化したこと、第二点は国家による教会のコントロールを可能にしたこと、第三点は臣民の規律化と均質化に貢献したことである。これらの内で、社会的規律化に関連して興味深い指摘は、第一点と第三点であろう。まず第一点から彼の見解を見ていくことにしよう。彼によれば、当時は今日のように一人の人間が政治、経済、宗教について別々のグループに所属するということはなかった。それゆえ、各領邦が信仰の違いによって分裂するということは、すなわち信仰という国民意識を勝ち取ることを意味し、外との違いを明確にするとともに、領邦のアイデンティティーを生み出し強化するという結果をもたらした。さらに第三点で、ラインハルトは、そうした信仰を基礎におくことによって、純粹に政治的な動機で拡大させると反発を招くような規律、すなわち旧来の慣習や道徳、私的な生活に係わる規律も、臣民の同意を得ながら促進すること

とができるようになつたと指摘している。こうした規律化によって、均質で従順な臣民を生み出すことが可能になつたと考えたのである。⁽⁴²⁾ 以上の点において、ラインハルトは明確に「信仰統一化は社会的規律化の初期的段階である」と位置づけたのである。

これらの見解は、いわば教会が「信仰統一化」の過程の中で、精神的な土壤とともに、規律化の手段を提供したことと意味している。シリングも、おおむねこうした見解を受け入れている。⁽⁴³⁾ 彼は、信仰統一化を契機に、領邦君主と都市当局がそれぞれの教義を守るという名目で対立したケースに目を向けながら、領邦国家形成の進展に関心を寄せていたのである。⁽⁴⁴⁾ しかしその一方で、彼は、教会規律に関する非常に興味深い論考を発表している。

領邦教会制をとる領邦では、一般に、教区民の生活に深く係わる教会規律が、信仰統一化を契機に、教会裁判権とともに司教の手から宗務局に委ねられることになった。これを機に、国家権力は、教会と国家の双方を代表する機関であった宗務局を通じて、教会規律の作成と実行に影響をおよぼすことができるようになつたのである。そのため、教会規律は、世俗国家の規律と融合し、国家による規律化の道具になつてしまつた、と理解されるようになった。聖餐停止を主な罰則とする教会規定を利用することによって、当局が臣民たちの服従の心を引き出し、世俗国家の規律を補強することができたとも理解される。こうした社会的規律化の中で教会規律を位置づける見方は、おおむね合意を得ている。しかしシリングは、実際の歴史の中で、教会規律と世俗国家の規律が融合したり、前者が後者に移行したりするという状況が生じていたにもかかわらず、当時の人々が、教会による罰と世俗の罰との質的な差異を認識していたことに注目している。その結果、彼は、教会規律には世俗国家の規律化とは別の独自性があつたのではないか、と指摘している。つまり、教会規律の役割を国家に操られた道具としてしか評価しないのは、

結局のところ国家形成にのみ目を奪われ、教会規律の社会に対する調整機能を軽視し、さらには、教会規律がいかなる点で社会的規律化に貢献していたかを理解する妨げになつてゐるのではないかと危惧を示している。⁽⁴⁷⁾ そこで、シリングは、國家の影響から切り離された事例を検討することによつて、教会規律の独自性を探ろうとしたのである。

シリングが取り上げたのは、北西ドイツ都市エムデンである。エムデンの特徴は都市当局や領邦君主から独立した長老会が存在していた点にある。また、彼がこの都市を取り上げたもう一つの理由は、一六世紀後半から現在に至るまで、長老会による決議の内容が記録として残されていたからである。⁽⁴⁸⁾ 彼は、一六世紀半ばから一九世紀初頭に至るまでの連続した記録を数量的に分析することによつて、教会と教区の求めていた規律とその変容を探ろうとしている。その際、彼は一七世紀半ばと一八世紀初めに大きな転換点があることを示した上で、いくつかの項目について具体的な変化とその変化の要因を考察している。二、三の例を示すと、例えば、暴行に関するものは、一七世紀後半までは少なく、一六九〇年代にもっとも多くなる。これについて、シリングは、決して一七世紀後半までに暴行をともなう争いごとが存在していなかつたわけではなく、一六九〇年代以降に関心が持たれるようになつたと考えている。つまり、それまでは争いが日常的であつたのに対し、一六九〇年頃から争いごとが自明のことではなくなつたと考えている。また、贅沢な服装や節度のなさに係わるものは、一六世紀中葉には見られるが、一七世紀にはほとんどなくなつてゐる。シリングによれば、これは、エムデンで一六世紀からそれまで当地の経済を支えていた大量のオランダ人が帰国し、人口が三分の一にまで落ち込み、それに伴つて景気が悪化したためである。⁽⁴⁹⁾ つまり、経済的な理由で贅沢な振舞が減少したために、規制の必要がなくなつたのである。一方、この経済不況は、若者の晩婚傾向を生み出し、私生児や未婚者の性的モラルに対する規制を強めたのである。⁽⁵⁰⁾

」のようにシリングは、教会規律はそもそも「聖餐をあずかるに相応しい教区 (Abendmahlsgemeinde)」を守るために、宗教的なことだけでなく社会的な諸関係を調整し、規制していくものであったとしている。⁽⁵¹⁾ 彼の「」の研究は、従来の研究が、教会規律が国家に「道具」として利用された点を強調するあまり、教会規律の本来持つべき社会調整機能を軽視している傾向に反省を促すものである。

「信仰統一化」は、国家に臣民の私的な生活領域に介入するきっかけを与え、その意味で「社会的規律化の初期的段階」であった。しかし、この位置づけだけでは不十分のように思われる。エストラヒが、社会に存在する様々な問題を解決するためのものとして規律化に注目したように、一六、一七世紀の規律化そのものに目を向け、実態とともにその社会の状況を把握するよう努めるべきであろう。そして、そのためには、国家による規律化だけではなく、「信仰統一化」以降の、都市やグルントヘルによる規律化とその社会状況をも考慮にいれる必要があろう。

四 規律化の効果

前章まで「規律化」に関する研究を検討してきた。そこで、最後の問題として残るのは、その規律が果たして臣民たちに受け入れられたのが否か、臣民たちの生活態度や心性を変化させることができたのか否かであろう。したがって、本章では、宗教改革から信仰統一化にかけて試みられた教化や規律化の効果に関する研究に目を向けたい。

しかしながら、一六、一七世紀に生きた臣民たちの実態を知ることは容易ではない。彼らの実態を伝える史料としては、わずかに教会巡察記録が挙げられるにすぎない。ただし、教会巡察制度は、カトリック、ルター派、改革派のいずれにも見られる制度であり、その報告書である教会巡察記録は、各都市や領邦毎の分析が進めば、比較が

可能にもなる貴重な史料である⁽⁵²⁾。以下の記述は、そうした教会巡察報告書に依拠して発表された研究を中心におくことにする。

そこで最初に挙げなければならない研究は、G・ストロースの「ドイツ宗教改革の成功と失敗」（一九七六年）と『ルター派による教育、宗教改革における若者たちの教化について』（一九七八年）であろう。この二つの著作が発表される以前は、一般に、宗教改革がのちの時代に何らかの大きな遺産を残し、その影響が民衆の信仰にまで及んでいたとされていた。こうした「神話」に疑問を投げかけたのが、ストロースの研究である。彼は、様々な領邦や都市の教会巡察記録を引用し、臣民たちがいかに宗教改革とは相いれない存在であったかを指摘している。つまり、中世カトリックが、たとえ異教的なものであれ、臣民たちが保持してきた旧来の慣習を黙認していたのに對し、それらを許容しなかつたルター派による教化は、臣民たちの抵抗を招いたのである。そのため、一六世紀を通じて、ルター派による宗教改革は、臣民たちに神学者たちが意図していた、敬虔な信仰心を起こさせたり、キリスト者としてふさわしい振舞を身につけさせるには至らなかつた。それゆえ、ストロースは、もし宗教改革を、人々をキリスト教化するための真剣な努力と理解するならば、それは失敗であったと言わざるを得ない、と結論づけたのである。

こうしたストロースの見解は、S・オズメント⁽⁵³⁾をはじめ多くの研究者の批判の対象となつた。その中でも、ストロースと同様に教会巡察記録を史料として用いたJ・キテルソンの研究を見ていくことにしよう。彼は、ストロースと同種の史料を用いることによつて、その史料の重要性を尊重しながら、ストロースの史料の扱い方とその結果を批判しようとしている。彼の批判のポイントは二つある。ひとつは、民衆とりわけ都市周辺の農村教区に住む臣

民には宗教改革の影響は及ばなかつたとされる点であり、もうひとつは、説教やカテキズム教育などにみられる、教会の教育努力は全く効果がなかつたとされる点である。これらの点について、キテルソンは、シュトラースブルク市内の教区と、その都市周辺の一四ヶ村の教会巡察記録（一五五二—一八一年）をもとに、次のような指摘をしている。まず、都市周辺の村落に住む臣民の大多数は、宗教改革を尊重し、ほとんど抵抗しなかつた。次に、説教に遅れたり、結婚式の祝宴に全財産を費やしたり、都市の住民が日曜日に郊外へ出かけてしまうという問題点も、急速に、市当局や教会が理想とする方向に改善されていった。さらに、カテキズム授業も順調に受け入れられ、調査の結果、子供たちもカテキズムをよく暗記していた。そして、子供たちが成長すると、カテキズム授業に行かなくなるという点についても、一六世紀の終わりには改善された。以上のような事実から、キテルソンは、ストローリスとはまったく正反対の結論を導き出す結果となつたのである。⁽⁵⁷⁾

同様に、S・ヘンドリクスも、一六〇九年オルデンブルクの教会巡察記録をもとに、カテキズム教育が成功を収めていたことを証明している。⁽⁵⁸⁾

彼らの主張を、キテルソンの言葉をかりて総括するならば、「宗教改革は成功だったのか、それとも失敗であつたのか」という問い合わせは、当時の改革者や行政官の目的を基準に判断するべきである、ということになる。彼らの目的は眞のクリスチヤンを作り出すことではなく、臣民たちを時間通りに教会へ通わせることであり、臣民たちにキリストの教えを伝えることについたのである。この点において、彼らの試みは、非常に成果を収めた、すなわち「成功した」といわざるを得ないのである。⁽⁵⁹⁾

彼らのこうした指摘は、決して否定されべきではない。しかしながら、一方で彼らの主張よりもストロースの

主張を支持する研究も多い。一例として、ミュンヒの研究を挙げることができる。彼は、ナッサウ・ディレンブルクにおける一五九〇年の教会巡察記録を史料として取り上げている。そこでは、この史料の中に見られる長老たちの動向が分析されている。長老 (Senior) とは本来、教区の代表者であると同時に、教会体制の末端を担う存在であり、牧師や教区民が教会規律をも守っているかどうかを監督する存在であった。しかし、教会巡察報告書によれば、各地の長老たちは、長老会を開催しなかつたり、長老会記録の作成を怠つたりしている。それどころか、本来臣民の模範であるべき彼らが、飲酒癖をもつていていたり、聖餐式に参加しなかつたりしていた。ミュンヒは、こうした長老の監督職としてふさわしくない姿を明らかにするだけでなく、彼らが長老になりたがらなかつたり、意識的に職務を怠つていたことに注目している。彼の説明によれば、長老たちが、教会規律を臣民に課し監督することによって、近隣社会から排除されてしまうことを恐れていたためであった。長老たちにとつては、宗教改革と信仰統一化によつてもたらされた信仰や規律よりも、生存を確保するために長い間培われてきた近隣社会の調整機能のほうが重要だったのである。おそらく当局は、長老たちを通じて近隣社会の中にまで介入しようとしたのだろうが、そうした試みは一六世紀末の時点では「失敗」であったといわざるを得ないであろう。⁽⁶⁰⁾

また、一六世紀後半のブランデンブルク選定侯領における教会巡察記録に目を移しても、「日曜日に礼拝に参加せず、働くものがいる」あるいは「ワインを飲んで、礼拝に参加するものがいる」などの嘆きが見られる。巡察官たちのこうした嘆きが存在し続けるかぎり、宗教改革と信仰統一化にともなう規律化が成功したとは言えないであろう。

したがつて、キテルソンらによつてなされたストローラス説に対する批判は、決してドイツ全体で宗教改革や、そ

れにともなう教化・規律化が成功したことを証明するものではない。その一方で、ストロースの判断もやはりドイツ全体に当てはめることはできないのである。つまり、少なくとも一六世紀後半の時点では、「ドイツの宗教改革は成功したのか、失敗したのか」という問いに答えることはできないのである。ドイツ各地で双方の結果が出ていたとしか言えないものである。

ただ最後に、ミュンヒの興味深い指摘を紹介しておきたい。彼は、上述の研究の中で、長老たちの働きを妨げて、⁽⁶²⁾いた「近隣社会」の社会調整機能は、工業化直前ではもはや機能しなくなっていたと述べている。つまり、宗教改革や信仰統一化にともなう規律化の効果は、一六世紀という枠内では評価しきれないものであり、より長いスパンの中で評価しなければならない問題なのである。

五 おわりに

「信仰統一化」は、中世後期の都市にはじまる規律化の歴史の中で、国家に規律化の手段を提供したという意味で、画期的であったといえる。しかしながら、そこにはいくつかの問題点があった。終わりにあって、それらを今一度整理してみることにしよう。

ひとつは、領邦国家による規律化が、臣民統合政策の側面からしか考察されていない点にある。そのため、研究の現状は、信仰統一化が領邦国家にいかなる規律化の手段を提供したのか、あるいは国家による規律化がどの程度まで私的な生活領域に介入していったかを明らかにするにとどまっている。これでは、社会的規律化という概念が意味していた、為政者が「被治者の要請に応える」という側面が考慮されていないことになる。それゆえ今後、シ

リングが試みたように、規律が持つていた社会的な調整機能に目を向け、規律の背後にある、規律によつて調整されなければならない社会状況を明らかにすることが、一六、一七世紀ドイツ史の課題といえよう。

もうひとつは、「信仰統一化」が領邦国家による規律化に与えたインパクトしか、検証されていない点にある。確かに、「信仰統一化」は国家に、規律化に参加するきっかけを与えたかもしれない。しかし、中世後期以来、都市やグルントヘルによつて行われてきた規律化がすべて、国家に委譲されたわけではない。近世ドイツ社会においては、依然として都市やグルントヘルの役割も大きかつたとおもわれる。そこで、最近Th・ヴィンケルバウアーがオーストリアやベーメンを対象に行つたように、グルントヘルの規律化や信仰統一化へのかかわりを考察し、「信仰統一化」が、都市やグルントヘルによる規律化にいかなるインパクトを与えたのかを今後明らかにしていくべきであろう。

最後に、領邦国家による規律化が、そもそも有効であったのか否か、臣民の生活様式や心性に影響を及ぼすことができたのか否かという問題が残されている。この問い合わせについては、領邦国家による規律化が、都市やグルントヘルによる規律化や、まだ十分機能していた共同体の社会調整機能と競合しないかぎりにおいて有効であったという推測もできよう。しかし、それは例証を得るに至つてない。先の問い合わせについて、現時点で言えることは、一六世紀という枠内では一様な答えを得ることはできないということだけである。それゆえ、今後の課題として、史料の制約もあるうが、できるだけ長期間に渡つて規律化とともになう変化を追求することが必要なのである。また、地域によつて規律化の効果に差異がある場合、結論の違いを比較するだけでなく、違いが生じた背景を明らかにすることも課題として残つてゐる。

このように「信仰統一化」については、多くの問題が残されている。しかし、こうした問題を一つ一つ明らかにすることで近世ドイツ社会の具体的な像が浮かび上がってくるだろう。

注

- (1) Hsia, Ronnie Po-chia, *Social Discipline in Reformation. Central Europe 1550–1750*, New York, 1989, p. 1.

(2) Schilling, Heinz, Konfessionalisierung im Reich, Religiöser und gesellschaftlicher Wandel in Deutschland zwischen 1555 und 1620, in *Historische Zeitschrift* 246 (1988), S. 1f (云々 Konfessionalisierung).

(3) 「信仰統一化」は、一九八〇年代以来現在に至るまで、人々の近世史家たるが、多くの関心を集め、「トーチの火」の如く燃え、たゞや数年、数年かかって、やがて開催される宗教改革史学會において、「改革派信仰に基づく信仰統一化」や「ルター派に基づく信仰統一化」が、シノン等の小説のトーチの如く、相次いで（一九八五年の第五回大会、一九八八年の第六回大会）取上げられるに至る。この趣向の開心は高まるが、一方で、（Schilling, H. (hrsg.), *Die Reformierte Konfessionalisierung in Deutschland — Das Problem der „Zweiten Reformation“*, Gütersloh, 1986; Rublack, Hans-Christoph (hrsg.), *Die Lutherische Konfessionalisierung in Deutschland*, Heidelberg, 1992)。

(4) Schilling, Konfessionalisierung, S. 1–45.

(5) Ibid., S. 2f.

(6) Ibid., S. 1–45; ders., The Reformation and the Rise of the Early Modern State, in Tracy, J. D. (ed.), *Luther and the Modern State in Germany*, Kirksville, 1986, pp. 21–30 (云々 The Reformation).

(7) 「信義」は、ふつぶつと懲罰の本源として、Schmidt, Heinrich R., *Konfessionalisierung im 16. Jahrhundert*, München, 1992。

- の準備段階である 1540 年代から 1560 年代、即ち信教の対立が表面化した 1570 年代、信教統一化が進展した 1580 年代から 1610 年代、1610 年戦争ヒューストワーレンの講和を経て、信教統一化が完結し、それ以後の信教は固執しない心性が発展して、1630 年代から 18 世紀に至るまでの段階と四つの段階に区分している (Schilling, Konfessionalisierung, S. 14-30)。また、信教統一化をもぐる時代区分の諸見解は以下である。
- (1) Hsia, *op. cit.*; Reinhard, Wolfgang, Zwang zur Konfessionalisierung? Prolegomena zu einer Theorie des konfessionellen Zeitalters, in *Zeitschrift für Historische Forschung* 10 (1983), S. 257-277 (以下、Zwang).
- (2) Oestreich, Gerhard, Strukturproblem des europäischen Absolutismus, in ders., *Geist und Gestalt des frühmodernen Staates*, Berlin, 1969, S. 179-197 (以下、Absolutismus) など、邦訳は成瀬編訳『伝統社会の近代国家』岩波書店、1981 年、11111-1158 頁)。
- (3) Reinhard, Zwang, S. 277.
- (4) Schilling, Konfessionalisierung, S. 3.
- (5) Oestreich, Absolutismus, S. 179-197. (邦訳、11111-1158 頁)。
- (6) 絶対主義の研究動向について、阪口修平「西ヨーロッパの絶対主義研究の問題点」『史学研究』第 118 號 (1971 年)、71-111 頁を参考のこと。
- (7) Oestreich, Absolutismus, S. 187. (邦訳、1158 頁)。
- (8) Ibid., S. 181. (邦訳、1111K 頁)。
- (9) Ibid., S. 187. (邦訳、1158 頁)。
- (10) Ibid., S. 187-197. (邦訳、1158-1159 頁)。
- (11) Ibid., S. 191. (邦訳、1159 頁)。
- (12) Ibid., S. 192. (邦訳、1159 頁)。
- (13) Oestreich, Brigitta (Hrsg.), *Strukturprobleme der frühen Neuzeit*, Berlin, 1980, S. 367-379 (以下、Policy)。
- (14) Oestreich, G., Policy und Prudentia civilis in der barocken Gesellschaft von Stadt und Staat, in

- (20) Ibid., S. 308-314.

(21) 例へば「歐口總斗「社領私規律亡ゝ軍隊」『報國人統合』抑波書店 1丸丸〇冊 1111 — 11回回回。

(22) ジューフト法規の範囲だ Schulze, Winfried, Gerhard Oestreichs Begriff „Sozialdisziplinierung“ in der Frühen Neuzeit, in *Zeitschrift für Historische Forschung* 14 (1987), S. 300f. ふる野原 1111。

(23) Buchholz, Werner, Anfänge der Sozialdisziplinierung im Mittelalter. Die Reichsstadt Nürnberg als Beispiel, in *Zeitschrift für Historische Forschung* 18 (1991), S. 129-147.

(24) 木櫛 勝川樟心の著書 1111。

(25) Buchholz, op. cit., S. 138-141.

(26) Ibid., S. 141-145.

(27) Ibid., S. 140.

(28) Oestreich, Policey, S. 371.

(29) Schulze, op. cit., S. 273.

(30) Ibid., S. 281f.

(31) Schilling, Konfessionalisierung, S. 42.

(32) Oestreich, Absolutismus, S. 192. (無論 1111回)

(33) Zeeden, E. W., *Das Zeitalter der Glaubenskämpfe 1555-1648*, Stuttgart, 1970. S. 178.

(34) Raeff, Marc, The Well-Ordered Police State and the Development Modernity in Seventeenth and Eighteenth Century in Europe, in *American Historical Review* 80 (1975), pp. 1221-1243; Raeff, *The Well-Ordered Police State*, Yale University Press, 1983.

(35) *Ibid.*, pp. 56-69.

(36) *Ibid.*, pp. 76, 168.

(37) Munich, Paul, *Zucht und Ordnung. Reformierte Kirchenverfassungen im 16 und 17 Jahrhundert (Nassau-Dillenburg, Kurpfalz, Hessen-Kassel)*, Stuttgart, 1978.

- (38) *Ibid.*, S. 25-171.
- (39) *Ibid.*, S. 183-189.
- (40) Spalding, James C., Discipline as a Mark of the True Church in its Sixteenth Century Lutheran Con-text, in Lindberg, C. (ed.), *Piety, Politics, and Ethics*, Kirksville, 1984, pp. 119-138.
- (41) Reinhard, W., Reformation, Counter-Reformation, and the Early Modern State. A Reassessment, in *The Catholic Historical Review* 75 (1989), pp. 383-404.
- (42) Reinhard, W., Zwang, S. 268-277.
- (43) *Ibid.*, S. 277.
- (44) Schilling, The Reformation, pp. 21-30.
- (45) Schilling, H., Between the Territorial State and Urban Liberty: Lutheranism and Calvinism in the County of Lippe, in Hsia, R. P. (ed.), *The German People and the Reformation*, New York, 1988, pp. 263-283.
- (46) ドイツ宗教改革記録の余韻を 現代の立場から見ると Schilling, H., Reformierte Kirchenzucht als Sozialdisziplinierung? Die Tätigkeit des Endter Presbyteriums in den Jahren 1557-1562 (Mit Vergleichenden Betrachtungen über die Kirchenräte in Groningen und Leiden sowie mit einem Aus-blickens 17. Jahrhundert), in ders. (hrsg.) *Niederrhein und Nordwestdeutschland*, Köln, 1983, S. 259-327; ders., 'History of Crime' or 'History of Sin'?—Some Reflections on the Social History of Early Modern Church Discipline, in Kouri, E. I. & Scotto T. (eds.), *Politics and Society in Reformation Europe*, London, 1987, pp. 289-310 (教会の Church Discipline); Schilling, Sündenzucht und Frühzeitliche Sozialdisziplinierung, in Schmidt, G. (ed.), *Sünde und Gesellschaft im Alten Reich*, Stuttgart, 1989, S. 265-302 (Sündenzucht).
- (47) *Ibid.*, S. 265ff.; Schilling, Church Discipline, pp. 291-296.
- (48) Ders., Sündenzucht, S. 267ff.
- (49) *Ibid.*, S. 270-277.

